

## 管内生徒指導研修会

いじめや不登校などについて、未然防止、早期発見・早期対応、共通理解に向けた取組の充実と指導力の向上を図ることを目的として、平成29年5月31日に標記の研修会を開催しました。初めて生徒指導主事になった先生方及び管内全ての小中学校で確認したい事項については悉皆研修とし、その他の内容は希望研修としました。以下に概要をお伝えします。



### 講義A 生徒指導主事の役割について

講師：主任指導主事 八木 浩司

- ★ 生徒指導主事は、主任として学校運営に携わる役割にあります。その職務は、生徒指導全般の企画・立案・処理です。
- ★ 生徒指導は、年間指導計画などをもとに、組織的・計画的に推進することが大切です。

生徒指導主事として大切なのは、第1に連絡調整です。生徒指導主事は、率先して自校の先生方とコミュニケーションを図り、組織で対応できる学校づくりに努めましょう。また、適切な対応をするためには、情報を正しく集め、組織で共有することが重要です。

### 講義B 通常学級で発達障がいを抱える児童生徒の理解と支援について

講師：特別支援エリアコーディネーター 柿崎 明広

- ★ 子どもを変えるよりも環境を変えること、そして、大人の見取り方を変えることが、子どもの成長にとって大切です。
- ★ 合理的配慮や障害者差別解消法など、特別支援に係る社会の動向や施策を全職員で共通理解することが必要です。

通級指導教室を活用する場合、基本的に自立活動を行うことから、教科の補充ではなく教科を使って指導していくことが求められます。特に平成30年度から高等学校においても通級指導教室での指導が可能になる点も教員間で共有したい情報です。

(学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布についてH28.12)

### 講義C こころのサポート授業について

講師：いわて子どものこころサポートチーム

臨床心理士 小野寺 真由

- ★ 「心とからだの健康観察」を行う目的について、丁寧に確認することが必要です。
- ★ ストレス・トラウマ反応に対する対処法やセルフケアの方法を学習する授業である『こころのサポート授業』について全職員で共通理解することが重要です。

「心とからだの健康観察」や「こころのサポート授業」は、それぞれ独立したものではありません。この2点とあわせて「個別面談」を含めた3点セットで子どもたちの支援を図っていくことが大切です。

### 講義D 不登校の未然防止に向けた取組について

講師：主任指導主事 八木 浩司

- ★ 未然防止の取組は、取組そのものの改善を図ること、改善点について原因や要因まで吟味すること、という2つの視点で振り返ることによってさらなる充実が期待できます。
- ★ 不登校の予防には、欠席しがちな子どもへの多面的なアセスメントに加えて、サイクル化した対応を組織で共有しながら行うことが重要です。

不登校の予防には、教育的予防としての「未然防止」と治療的予防としての「初期対応」の2種類があります。未然防止の取組では、大人が具体的な行為を共有し、子どもたちの応援団になることが大切です。初期対応でも、欠席時の対応を共通のものにすることで、複数の教員で困っている子どもへの支援を講じることが重要です。

### 協議E いじめ問題の理解とその対応について

講師：主任指導主事 八木 浩司

- ★ 事例を基にした演習を行うなど、いじめ防止対策推進法や国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定内容の理解を各校で深めていくことが大切です。
- ★ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」についても、どのように子どもたちを守るのか、どう対応していくべきなのかについて各校で共通確認することが重要です。

いじめ問題は、「情報共有」と「組織対応」が必須です。校内の研修会の場で、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定にともなう「学校いじめ基本方針」の見直しについても話題にしていくことが大切です。



### 情報提供 スクールカウンセラーの職務とスクールソーシャルワーカーの職務

#### <スクールカウンセラー>

勤務する所属長の指監督を受け、次の業務の遂行に当たる

- (1) 児童生徒へのカウンセリングに関すること
- (2) カウンセリング等に関して教職員及び保護者に対し助言・援助をすること
- (3) カウンセリング等に関する情報収集・提供をすること
- (4) その他の児童生徒のカウンセリングに関し所属長が必要と認めるもの

#### <スクールソーシャルワーカー>

小・中学校のいじめ、不登校の問題の解決に努め、次の業務に当たります

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- (5) 教職員等への研修活動